

EPO への手数料納付をクレジットカードで行うと、出願人はコスト削減可能

欧州特許庁（EPO）では、特許手続全般を完全デジタル化しようとする取り組みの一部として、2017年12月1日より特許手数料の書面による納付指示をもはや受け付けない決定を下した。口座引き落としは、オンライン出願（EPOLINE）、新規オンライン出願（CMS）、オンライン手数料納付、または ePCT を利用した電子的処理のみを受け付ける。銀行振込による納付という選択肢は、影響を受けない。

更に注目すべきは、EPO では、クレジットカードによるインターネットを使った納付方法を新規導入したことである。新規オンライン納付サービスの利用者は、利用者名としての E メールアドレスとパスワード（link）とを登録するだけでよい。納付はユーロでなされねばならない。容認されるクレジットカードは、しばらくの間は Mastercard と Visa. である。納付が無事なされると、印刷可能な確認書が利用者に速やかに送付される。

全ての法定手数料を誰でも有効に納付できるため、EPO へ納付すべき手数料の納付を出願人はより簡単に行える。しかし、ほとんどの法定手数料は、書類の提出に合わせて支払期限となるため、クレジットカードでの納付という選択肢は、とりわけ更新料納付に有用であろうと思われる。コスト削減を望み、更新料を中間代理人なく直接納付する出願人に、この新しい選択肢の検討を勧める。